第一 災害対策基本法の一 部改正

総則

国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、 又は災害の拡大を防止するため特に実施に努めなければ

ならない事項として、 五. の 4 0) (1) $\mathcal{O}$ 口 の広域避難に関する協定の締結 に関する事項を追加すること。

(第八条第二項関係)

防災に関する組織

1 中央防災会議

中 央防災会議の委員として内閣総理大臣が任命できる者に内閣危機管理監を追加すること。

(第十二条第五項関係)

2 特定災害対策本部

(1) 特定災害対策本部 の設置

1 災害 (その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。 以下イにおいて同

じ。)が発生し、 又は発生するおそれがある場合において、 当該災害が、 人の生命又は身体に急

迫した危険を生じさせ、かつ、 当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係

る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの (以下「特定災害」という。) で

あるときは、 内閣総理大臣は、 臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができるものと

すること。

口 内閣総理大臣は、 特定災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、 所管区域並びに設置の場

所及び期間を、 当該本部を廃止したときはその旨を、 直ちに、 告示しなければならないものとす

ること。

(第二十三条の三関係)

(2) 特定災害対策本部の組織

1 特定災害対策本部の長は、 特定災害対策本部長とし、防災担当大臣その他の国務大臣をもって

充てるものとすること。

口 特定災害対策本部長は、 特定災害対策本部の事務を総括し、 所部の職員を指揮監督するものと

すること。

ノヽ 特定災害対策本部に、 特定災害対策副本部 長、 特定災害対策本部員その他の職員 へを置い くも のと

すること。

= 特定災害対策副本部長は、 特定災害対策本部長を助け、 特定災害対策本部長に事故があるとき

は、 その職務を代理するものとし、 特定災害対策副本部長が二人以上置かれてい る場合にあって

は、 あら か じ め特定災害対策本部 長が・ 定めた順 次序で、 その職務を代理するものとすること。

ホ 特定災害対策副 本 一部長、 特定災害対策本部員その 他 (T) 職 員は、 内閣官房若しくは 内 ] 閣府そ の他

の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、 内閣総理大臣が

任命するものとすること。

特定災害対策本部に、 当該 特定災害対策本部  $\mathcal{O}$ 所管区域にあって当該特定災害対 策本部1 長 の 定

めるところにより当該特定災害対策本部の事 務の一部を行う組織として、 特定災害 現地対策本部

を置くことができるものとし、 内閣総理大臣は、 特定災害現地対策本部を置いたときは、 これを

国会に報告しなければならないものとすること。

1 特定災害現地 対策本部に、 特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他 一の職員

を置くものとし、 特定災害現地対策本部長は、 特定災害対策本部長の命を受け、 特定災害現地対

策本 . 部 の事務を掌理するものとすること。 また、 特定災害現地対策本部長及び特定災害現地 対策

本部員その他の職員は、 特定災害対策副本部長、 特定災害対策本部員その他の職員のうちから、

特定災害対策本部長が指名する者をもって充てるものとすること。 (第二十三条の四関係)

特定災害対策本部 0 所 掌事 務

(3)

特定災害対策本部は、 次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

1 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

口 所管 区域にお いて指定行 1政機関 の長、 指定地方行政機関の長、 地方公共団体の長その他 |の執行

機関、 指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総 合調

整に関すること。

ハ 特定災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。

= (5)の特定災害対策本部長 の権限に属する事務

ホ イからニまでに掲げるもののほか、 法令の規定によりその権限に属する事務

(4) 指定行政機関の長の権限の委任

指定行政機関の長は、 特定災害対策本部が設置されたときは、 災害応急対策に必要な権限の全部

又は一部を当該特定災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関 の長

若しくはその職員に委任することができるものとし、 委任をしたときは、 直ちに、 その旨を告示し

なければならないものとすること。

(第二十三条の六関係)

(5) 特定災害対策本部長の権限

1 特定災害対策本部 長は、 4の権限を委任された職員の当該特定災害対策本部の所管区域におけ

る権 限 の行使に つい て調整をすることができるものとすること。

口 特定災害対策本部長は、 当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅

速に実施するため特に必要があると認めるときは、 その必要な限度において、 関係指定地方行政

機関 の長、 地方公共団体の長その 他 の執 行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し

、必要な指示をすることができるものとすること。

特定災害対策本部長は、 当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅

速に 実施するため必要があると認めるときは、 関係行政機関の長及び関係地方行政機 関の長、 地

方公共団体の長その他の執行機関、 指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に

対し、 資料又は情報 の提供、 意見の表明その他必要な協力を求めることができるものとすること。

= 特定災害対策本部長は、 特定災害現 地対策本 部が置かれたときは、 イからハまで 0 権限 0 部

を特定災害現地対策本部長に委任することができるものとし、委任をしたときは、 直ちに、 その

旨を告示しなければならないものとすること。

(第二十三条の七関係)

3 非常災害対策本部

(1) 非常災害対策本部の設置

1 非常災害対策本部の設置要件を、 非常災害が発生した場合から、 非常災害が発生し、 又は発生

するおそれがある場合に拡大すること。

口 非 常災害 対策本部が設置された場合において、 当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置さ

れているときは、 当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、 非常災害対策本部が当該特定災

害対策本部の所掌事務を承継するものとすること。

(第二十四条第一項及び第三項関係)

(2) 非常災害対策本部の組織

1 非常災害対策本部 の長は、 非常災害対策本部長とし、 内閣総理大臣 (内閣総理大臣に事故があ

るときは、 そのあら かじめ指名する国務大臣)をもって充てるものとすること。

とすること。

口

非常災害対策

副

本部長

は、

内閣官房長官、

防災担当大臣その他

(T)

国務大臣をもって充てるもの

非常災害対策本部員は、 非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣のうち

か ら、 ら、 内閣 総理大臣 が任命する者及び副大臣、 内閣 危機管理監 又は国務大臣以外の指定行 政 人機関

 $\mathcal{O}$ 長のうち か ら、 内 閣 総理大臣 が任命する者をもって充てるものとすること。

= 非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、 内閣官房若

しくは内閣 府その他 の指定行政機関 の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちか

ら、内閣総理大臣が任命するものとすること。

(第二十五条第一項、第四項、第六項及び第七項関係)

(3) 指定行政機関の長の権限の委任

指 定 行 政 機 関 の長 は 非常 災 害対 策 本部が設置されたときは、 災害応急対策に必要な権 限 の全部

又は一部を当該非常災害対策本部の職員である当該指定行政機関 の職員又は当該指定地方行政機関

の長若しくはその職員に委任することができるものとすること。

(第二十七条第一項関係)

4 非常災害対策本部長の権限

1 非常災害対策本 部 長は、 当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅

速に実施するため特に必要があると認めるときは、 その必要な限度にお いて、 関係指定行政 機関

 $\mathcal{O}$ 長及び関係指定地 方行政 機 関 0 長 並 び (3) の権限を委任された当該指 定行政 機 関 0) 職 員 及 び 当

該指定 地 方行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 職 員、 地方 公共 寸 体  $\mathcal{O}$ 長 その 他 0 執 行 機 関 並びには 指 定公共 機 関 及び指す 定地

方公共機関に対し、 必要な指示をすることができるものとすること。

口 非常災害対策本部長は、 その権限の全部又は一部を非常災害対策副 本部長に委任することがで

きるものとすること。

(第二十八条第二項及び第四項関係)

4 緊急災害対策本部

# (1) 緊急災害対策本部の設置

1 緊急災害対策本 部 の設置要件を、 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合から、

異常かつ激甚な非常災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合に拡大すること。

当該災害に係る特定災害対策本部

又は非常災害

口

緊急災害対策本部が設置された場合において、

対策本は 部 が 既に設置されているときは、 当該 特定災害 対策本部 又は非常災害対策 本 部 は 廃 止 され

るものとし、 緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部 の所掌事務を承継

するものとすること。

(第二十八条の二第一項及び第三項関係)

# ② 緊急災害対策本部の組織

緊急災害対 策 副 本部 長は、 内閣官房長官、 防災担当大臣その他 0 国務大臣 をもって充てるも のと

すること。また、 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職 員は

内 閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関 の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職

員のうちから、内閣総理大臣が任命するものとすること。

(第二十八条の三第四項及び第七項関係)

画

都 道 府 県防災会議が都道 府 県地 域防災計 画 を、 又は 市 町村防災会議が 地 域防災計 画を定めるに

当たっては、 災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に

他の者の応援を受け、 又は他の者を応援することができるよう配慮するものとすること。

、第四十条第三項及び第四十二条第四項関係)

兀 災害予防

1 災害予防及びその実施責任

災害予防として行う事項に、 災害が発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び

民間  $\mathcal{O}$ 寸 体 の協力の 確 保  $\mathcal{O}$ ためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項を追 加すること。

(第四十六条第一

項関係)

個別 避難計画

2

(1)個 別 避難 計 画  $\mathcal{O}$ 作 成

1 市町村1 ・長は、 地域 防災計 画の定めるところにより、 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、

当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するため の計画 ( 以 下 「個別避難 計 画 という。

を作る 成するよう努めなけ ればなら ないものとすること。 ただし、 個 別 避難 計 画を作成すること

に ついて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、 この限りでないものとすること。

口 市町村長は、 イのただし書の同意を得ようとするときは、 当該同意に係る避難行 動要支援者に

対 Ù (2)0 口 又は ハの (2) O イの 個 別 避難 計 .画情! 報の提供に係る事項について説明しなければならな

いものとすること。

市町村長は、 イの個別避難計画の作成のため必要があると認めるとき等は、 避難行動要支援者

の氏名等の情報を、 その保有に当たって特定された利用 の目的以外の 目的 0 ために内部で利用し

又 人は関係 K都道府! 県知事等に対して、 必要な情報の提供を求めることができるものとすること。

(第四十九条の十四関係)

個別避難計画情報の利用及び提供

(2)

1 市 町 村 長 は、 避難支援等の実施 に必要な限度で、 (1)のイの個別 避難 計 画 に 記載 又は記録さ

れ た情! 報 (以 下 個 別避難 計画情報」という。) を、 内部で目的外利用できるものとすること。

口 市 町村長は、 災害 の発生に備え、 避難支援等 の実施に必要な限度で、 地域防災計 画 の定めると

ころにより、 避難支援等関係者に対 し、 個 別 避 難 計 画 情 報を提供するものとすること。 ただし、

当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、 個別避難計画情報を提供することについて当

該個 別避難 計 .画情: 報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者 (以下「避難行 動要支援者等

という。) 0 同 . 意 が 得られ ない 場合は、 この限 りでない ものとすること。

市町村長は、 災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合において、 避難行動要支援者 の生

命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、 避難支援等の実施 に必要

な限度で、 避難行動要支援者等の 同意を得ることなく、 避難支援等関係者その他の者に対し、 個

別避難計画情報を提供することができるものとすること。

= 口 及び ハのほか、 市町村長は、 個別 避 難計 画 情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支

援者につい て避難支援等が円滑か つ迅速に実施されるよう、 避難支援等関係者に対する必要な情

報の提供その他の必要な配慮をするものとすること。

(第四十九条の十五関係)

③ 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

市 町 村長は、 (2) $\mathcal{O}$ 口 又 は ハの 個別避難計 這画情! 報の提供を行うときは、 地域防災計画 の定めるとこ

ろに より、 個 別 避 難 計 画 情 報  $\mathcal{O}$ 提供を受ける者に . 対 して 個 別 避難 計 画 情 報 0 漏 えい  $\mathcal{O}$ 防 止  $\mathcal{O}$ た めに

必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該 個 別 避難計 画情報に係る避難行動要支援者等及び

第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

(第四十九条の十六関係

### (4) 秘密保持義務

(2)0 口 又はハ の個 別 避難計 画情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該 個 別避難計画

情報を利用 l て避難支援等 の実施に携わる者又はこれらの者であっ た者は、 正当な理 由 がなく、 当

該 個 別 避 難 計 画 情 報 に係る避 難行動要支援者等に関 して知り得た秘密を漏 5 ĺ しては なら な V ŧ のと

すること。

(第四十九条の十七関係)

五 災害応急対策

### 1 通則

(1)内閣 総 理大臣 が、 予想される災害の事 態及びこれに対してとるべき措置について、 国民に対 し周

知させる措置をとらなければならないこととする要件として、 特定災害が発生 Ļ 又は 発生するお

それがある場合を追加すること。

(第五十一条の二関係)

(2)市町村等の報告に係る災害が特定災害であると認められるときは、 市町村、 都道府! 県、 指定公共

機 関  $\mathcal{O}$ 代表者又は指定行政機 関  $\mathcal{O}$ 長は、 当該災害の規模 の把握 のため必要な情 報 の収 集に特に意を

用いなければならないものとすること。

第五十三条第五項関係

2 市町村長の警報の伝達及び警告

市 町 村長 は、 住民その他関係 ある公私の団体に対し、 予想される災害の事態及びこれに対してとる

べ き措置に つい て必要な 通知又は警告をするに当たっては、 要配慮者に対して、 その円 滑 カン つ迅速な

避 難  $\mathcal{O}$ 確 保 が 図られるよう必要な情報 の提供その他 の必 要な配 慮をするものとすること。

(第五十六条第二項関係)

市町村長の避難の指示等

3

(1)災害 が . 発 生 又は 発生するおそれが ある場合において、 人の生 命又は身体を災害 か ら保護

そ 0 他災害の拡大を防 止するため特に必 要が あると認めるときは、 市町村1 長は、 必要と認 める 地域

の必要と認める居住者等に対 し、 避難 のための立退きを指 示することができるものとすること。

(2)災害 が発生し、 又は まさに発生しようとしてい る場合に おいて、 避難  $\mathcal{O}$ ため の立退きを行うこと

によりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、 かつ、 事態に照らし緊急を要すると

認めるときは、 市町村長は、 必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、 緊急安全確保措置

を指示することができるものとすること。

(第六十条第一項及び第三項関係)

### (1) 広域避難の協議等

4

広域

避

難

1 市 町 7村長 は、 当該 市 町村 の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、 予想される

災害  $\mathcal{O}$ 事 態 に 照らし、 3 0) (1)  $\mathcal{O}$ 避 難  $\mathcal{O}$ ため の <u>立</u> 退きを指 示した場 合にお け るそ の立 退き先 を当 該

市 町 村内の指定緊急 避難場 所その他 の避難場所とすることが困難であり、 かつ、 居住者等の生命

又は 身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他 の市 町村の区域に滞在させる必 要が

あると認めるときは、 当該 居 住者等の受入れについて、 同一 都道. 府県内の他の市町 対の市 町村長

に協議することができるものとすること。

口 1 の協議を受け た市 町村長は、 イの居住者等 (以 下 「要避難者」という。)を受け入れないこ

とに つい て正当な理 由 がある場合を除 き、 要避 難者を受け入れるものとすること。この場合にお

1 て、 協議を受けた市町村長は、 イの滞在 ( 以 下 「広域避難」という。)の用に供するため、 受

け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならないものとす

ること。

(第六十一条の四関係)

② 都道府県外広域避難の協議等

1 (1)のイの場合において、 市町村長は、 要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞

在させる必 要があると認めるときは、 都道府県 知 事に対 į 当 該 他の 都道 府 県 の知 事 と当該 要避

難者 0) 受入れ に つい て協議することを求めることができるものとすること。

口 イの要求があったときは、 都道府県知事は、 要避難者の受入れについて、 当該他の都道府県の

知事に協議しなければならないものとすること。

口  $\mathcal{O}$ 協 議 酸を受け、 た 都道府県知 事 は、 要避難者の受入れについて、 関係市 町村長と協議 しなけれ

ばならないものとすること。

= ハ の場合にお *\* \ て、 協議を受けた市 町村長は、 要避難者を受け入れないことについて正当な理

由 が あ る場合を除き、 要避 難者を受け入れるものとすること。この場合において、 当該協 議 を受

けた市町村長は、イの滞在 (以下「都道府県外広域避難」という。) の用に供するため、 受け入

れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない ものとするこ

(第六十一 条の 五関

係

(3)市 町 村長による都道府県外広域避難 の協 議等

1 (2)のイの場合において、 市町村長は、 事態に照らし緊急を要すると認めるときは、 要避難者の

受入れについて、 他  $\mathcal{O}$ 都道 府県内 の 市 町 村 の市 町 村長に協議することができるものとすること。

口 1  $\mathcal{O}$ 場 一合に お **,** \ て、 協議 を受け た市 町 村 長 は、 1 0) 要避 難者を受け入れないことについて正当

な理 由 がある場合を除き、 要避難者を受け入れるものとすること。この場合において、 当該: 協議

を受けた市 町村長 は、 都道府県外広域 避難 の用に供するため、 受け入れた要避難者に対し指定緊

急避 難場所その他 の避 難場 所を提供しなければならないものとすること。

(第六十一条の六関係)

(4)都道府県知事及び内閣総理大臣による助言

1 都道 府 県 知 事 は、 市 町村 長 いから求る められたときは、 1)のイの協議の相手方その他広域避難 に関

する事項について助言をしなければならないものとすること。

口

内閣総理大臣は、

都道府県知事から求められたときは、

(2) O

口

の協議

の相手方その他都道府県

外広域避 難 なに関する る事 項又は広域避難に関する事項について助言をしなければなら な V Ł のとす

ること。

(第六十一条の七関係)

(5)居住者等の運送

1 都道府県 知事は、 都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であって、 居住者等

 $\mathcal{O}$ 生命 又は身体 を当 |該災害 か ら保護 護するため緊急の 必 要が あると認めるときは、 運送事 業者 であ

る指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、 運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示

して、 居住者等の運送を要請することができるものとすること。

口 指定公共 機 関 又は 指定地 方 公共機関 が 正当な 理由 が ない のにイ の要請に応じないときは、 都道

府県知事 は、 居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要が あると認めるときに限

り、 当該指定公共機 関 又は指定地方公共機関に対し、 居住者等の運送を行うべきことを指 示 する

ことができるものとすること。

(第六十一条の八関係)

5 応援の要求

他 の市 町村長等に対する応援の要求、 都道府県知事に対する応援の要求等、 都道府県 知事等に対す

る応援  $\tilde{O}$ 要求 都道 府 県知 事 による応援 0 要 求、 内 閣総 理大臣による応援 の要求等及び )指定行 政 機関

の長等に対する応援の要求等について、その要件を災害が発生した場合から、 災害が発生し、 又は発

生するおそれがある場合に拡大すること。

(第六十七条第一 項、 第六十八条、 第七十四 条第一項、 第七十四条の二第 項、 第七十四条の三第

項及び第三項並びに第七十四条の四関係)

六 財政金融措置

政令で定めるところにより、 国がその全部又は一部を補助することができる費用の要件に、 <u>\_</u> 2 0)

(5) $\mathcal{O}$ 口 0 特定災害対策本部長の指 示に基づい て、 地方公共団体 の長が実 施 した応急措 置  $\mathcal{O}$ ため に 要 した

費用 のうち、 当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なものであ って政令で定めるも のを

追加すること。

(第九十五条関係)

第二 災害救助法の一部改正

一目的

この 法律は、 災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合において、 国が地方公共団体、 日本赤十

字社その 他 の団 一体及び 玉 民 この協· 力の下に、 応急的に、 必要、 な救 い助を行 V ; 災害により被害を受け 文は被

害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とするものとすること。

(第一条関係)

二救助

1 災 害 が 発生するおそれがある場合にお ١ ر て、 災害対策基本法に規定する特定災害対策本 部、 非常災

害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、 当該本部の所管区域が告示されたときは、 都道 府 県知

事 は、 当該所管区域内 の市町村 の区域内において当該災害により被害を受けるおそれが あ ý, 現 に 救

助を必要とする者に対して、 救助、 を行うことができるものとすること。 また、 都道 府県 知 事 は、 救助

を行うときは、 その旨及び当該救助を行う区域を公示しなければならないものとし、 当該 救助を終了

するときも、同様とすること。

第二条第二項及び第三項関係)

2 救 助 実 施 市  $\mathcal{O}$ 区 域 内に お いて、 1 Ø 災 害により被害を受けるおそれがあ り、 現に 救 助 を必要とする

者 に 対す うる救助、 は、 1 かかわらず、 当該救助実施市の長が行うものとすること。 また、 救助実施市

0 長 は、 救助を行うときは、 その旨を公示し なければならないものとし、 当該救助を終了するときも

、同様とすること。

(第二条の二第一項及び第二項関係

3 都 道 府県・ 知事 は、 救 勤 実施 市 . (T) 区域及び当該救助実施市以外の市 町村の 区域 E わたり、 1 0) 災 害が

発生するおそれがある場合にお (1 ては、 当該都道府県知事及び当該救 助 写実施 市 の長が行う救助 に お 1

て必要となる物 資  $\mathcal{O}$ 供給 又は役務 の提 供 が 適 正 か つ円滑 に行われ れるよう、 当該 救 S助実施: 市  $\mathcal{O}$ 長 及 び物

資  $\mathcal{O}$ 生 産 等を業とする者その 他 0 関係 者 کے 0 連絡 調 整を行うものとすること。 (第二 条 0) 関 係)

4 1の救助の種類は、避難所の供与とすること。

(第四条第二項関係)

5 内 閣 総 理 大臣、 都道· 府 県知事 等、 救助 0 実施に関する都道府県知 事 の権限に属する事 務 Ø) — 部 を行

う災 害 発 生 市 町 村 等  $\mathcal{O}$ 長 又はこれ らの 者 0 命を受け た者 は、 非常災 害 が . 発 生 し、 又は 発 生するお それ

が ある場合において、 現に応急的な救 助を行う必要があるときは、 その業務に関 し緊急を要する通信

のため、 電気通信設備を優先的に利用 し、 又は有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することが

できるものとすること。

(第十一条関係)

6 都道府県知事は、 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、

その権限に属する救助の実施に関する事務の一 部を災害発生市町村等の長が行うこととすることがで

きるものとすること。

(第十三条第一項関係)

三雑則

都道府県知事は、二の6の救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長

が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがな い場合においては、 当該

救助に係る災害発生市 町村等に、 救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができるものとす

ること。

(第三十条関係)

第三 内閣府設置法の一部改正

防災に 関する基本的 な施策に関する事項及び大規模な災害への対処その他の防災に関する事項 (原子力

災 害に対する対策に関するものを除く。 に関する事務その他の事務については、 特命担当大臣を置き、

第四 附則

この法律は、 部の規定を除き、 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

この 法 律の施行に伴い必要な経 過措置を定めること。

、附則第二条、 第三条、 第八条及び第十五条関係)

 $\equiv$ 政府は、 この法律の施行後適当な時期において、 改正後の規定の施行の状況等を勘案して検討を加え

必要があると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(附則) 第四条関係)

兀 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

、附則第五条から第七条まで、 第九条から第十四条まで及び第十六条から第十九条まで関係)

第五 その他所要の改正を行うものとすること。